

大分県における伐採後の植林放棄対策の取り組みと意義

堀靖人・山田茂樹(森林総研)

はじめに

大分県では、最近、顕著になってきた皆伐後の植林放棄に対する対策に取り組んでいる。その背景として同県では「伐採跡地の適確な更新を確保するための行動計画」において2003年に皆伐跡地の把握を行った後、2007年にも同調査を実施し、植林が行われていない実態を把握した。その結果、何らかの対策が必要であるという結論にいたった。とくに2006年に森林環境税を導入し、多面的な機能を発揮できる森林の整備をすすめると県行政が県民に約束する一方で、県民に対して新たな負担をを強いることになった。このことが、皆伐跡地の植林放棄問題の解決が一層重要視された背景であった。

対応策として、重点がおかれたのは、森林法の適正・厳格な運用である。具体的には、第一に制度の周知徹底、第二に地域森林計画による規制の明確化である。第一に関しては県の指導の一環といえ、第二がより踏み込んだ対策であった。すなわち、地域森林計画に新たな指導事項を盛り込んだことである。中でも象徴的な点として、1箇所あたりの伐採面積の上限を普通林にあっても「原則として概ね20haを越えない規模」という事項を新たに設けた。

本報告では、こうした大分県の植林放棄問題に対する対策の意義と今後の課題について検討する。

研究の方法

大分県農林水産部林務管理課、同県南部振興局、南部振興局管内のS市林務係の担当者からの聞き取り調査と、関係資料の収集を行い、皆伐後の植林放棄の実態、対策に至った背景、対策の内容とその効果と意義、今後の課題について検討する。

なお、今回はあくまで行政サイドの視点に立った分析であり、それらの対策に対する素材生産業者サイドの分析は行っていない。これについては今後の課題としたい。

結果と考察

大分県の植林放棄対策の意義として、第一に新生産システムモデル事業をはじめとした木材利用が推進される一方で、皆伐に対する規制がきわめて曖昧であった。こうしたもとで皆伐面積に対する規定を明確にした点があげられる。第二に地域森林計画の中で皆伐可能な面積を明確に示すやり方は、森林法改正や条例制定などに頼らなくても法的な拘束力を持たせうる有効で現実的な方法である点である。

課題としては、事前の伐採届けの周知、皆伐地の把握など、行政による森林の見回り管理、森林所有者や素材生産事業者への指導体制の強化が必要であること、植林放棄につながらない立木価格の維持確保といった対策が長期的に必要となることがあげられる。

(連絡先：堀靖人 horijas@affrc.go.jp)